

事 務 連 絡
平成23年3月22日

社会保険診療報酬支払基金
審査企画部長 殿

厚生労働省保険局保険課長

東北地方太平洋沖地震による被災支部等の審査決定について

平成23年3月18日付けで照会（別添）があった審査委員会の決定の取扱いについては、今回の東北地方太平洋沖地震の被害が甚大であり、現在、診療担当者が被災地での支援に優先的に対応することが求められている状況等を踏まえ、特例的に審査委員の2分の1未満の出席で審査決定をすることもやむを得ないと解する。

あわせて、適正な審査の確保の観点から、被災地の状況等を踏まえつつ、できるだけ早期に必要な審査決定の体制を確保いただくよう、お願いしたい。

なお、この取扱いは、保険局医療課にも協議済みである旨申し添える。

平成 23 年 3 月 18 日

厚生労働省保険局
保 険 課 長 殿

社会保険診療報酬支払基金
審 査 企 画 部 長

東北地方太平洋沖地震による被災支部等の審査決定について

現在、支払基金審査委員会においては、診療報酬請求書の審査の決定をなす場合、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和 23 年 12 月 13 日 厚生省令第 58 号）第 2 条第 1 項に基づき、毎月月末までに審査委員の 2 分の 1 以上の出席による第二次審査において決定しております。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、同月内の審査委員会を開催するに当たり、被災支部においては、審査委員の安否確認も行えていない状況にあるほか、審査委員が被災地へ救援派遣されるなど、審査決定を行う第二次審査において、必要とされる審査委員数の 2 分の 1 以上の出席が困難な状況も想定されます。

つきましては、下記の件についてご教示願います。

記

【照会事項】

被災支部など、審査委員定足数の確保が極めて困難な支部にあつては、同規程第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、審査委員の 2 分の 1 未満の出席により審査決定することとしても差し支えないか。

(参考)

※ **社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和23年12月13日 厚生省令第58号）**

第2条第1項

審査委員会において、診療報酬請求書の審査(その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。第3項を除き、以下同じ。)の決定をなす場合には、審査委員の2分の1以上の出席がなければ審査の決定をすることができない。

第2条第2項

審査委員会において、審査のため必要ある場合には、審査委員の担当を定めて、あらかじめ審査をすることができる。

第3条

審査委員会は、毎月分につき、前月分の診療報酬請求書を、その月の末日までに審査しなければならない。

第7条第2項

審査委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。